

映画の境界
曼 陀 羅

- 2 指定年月日
1972年5月9日
- 3 指定した理由
映画の内容が著しく青少年の性的感情を刺激し、その健全な育成を阻害するおそれがある。

告示第165号
青少年保護育成法（1966年立法第21号）第7条第1項の規定に基づき、次のとおり有害指定したので告示します。
1972年5月12日

行政主席 屋 良 朝 苗

1 指定した図書の種類及び名称

- 週刊雑誌 内外実話 5月11日号
- 単行本 チビツ子童話録
- 月刊雑誌 えろちか 4月号
- 月刊雑誌 「ペーゼ」 5月号
- 月刊雑誌 「ビート」 5月号
- 月刊雑誌 「Por Men」 5月号
- 月刊雑誌 「実話読物」 5月特大号

- 2 指定した理由
図書の内容が著しく青少年の性的感情を刺激し、その健全な育成を阻害するおそれがある。
- 3 指定年月日
1972年5月8日

告示第166号
市町村自治法（1963年立法第1号）第3条第1項の規定により、金武村および恩納村の境界をつぎのとおり変更する。
1972年5月12日

行政主席 屋 良 朝 苗

金武村字金武高瀬地原8921番、8922番、8923番、8925番、8926番、8927番、8928番、8929番、8930番、8931番、9040番、9041番、9051番、9052番、9053番、9054番の1、9054番、9055番、9056番および当該地域内における道路、水路等の全部を恩納村の区域に編入する。

告示第167号
市町村自治法（1963年立法第1号）第3条第1項の規定により、つぎの所属未定地を美里村の区域に編入する。
1972年5月12日

行政主席 屋 良 朝 苗

美里村字池瀬地先公有水面埋立地59,544.83平方メートル

告示第168号
市町村自治法（1963年立法第1号）第3条第1項の規定により、つぎの所属未定地を嘉手納村の区域に編入する。
1972年5月12日

行政主席 屋 良 朝 苗

嘉手納村字水釜、字兼久地先公有水面埋立地306,639.68平方メートル

告示第169号
観光ホテル整備法（1962年立法第77号）第3条の規定により観光ホテルを登録したので次のとおり告示します。
1972年5月12日

行政主席 屋 良 朝 苗

- 1 観光ホテルの名称及び所在地
名 称 ホテルタイガー
所在地 コザ市字仲宗根405番地
- 2 申請者の氏名及び住所
氏 名 友利清秀
住 所 コザ市字胡屋1343番地

3 登録年月日及び登録番号
1972年5月2日
登録ホ第10号

告示第170号

観光ホテル整備法（1962年立法第77号）第3条の規定により観光ホテルを登録したので次のとおり告示する。

1972年5月12日

行政主府 屋 良 朝 苗

- 1 観光ホテルの名称及び所在地
名 称 グリーランド観光ホテル
所在地 宜野湾市宇志真志183
- 2 申請者の氏名及び住所
氏 名 江 田 剛
住 所 宜野湾市宇志真志183
- 3 登録年月日及登録番号
1972年5月12日
登録ホ第11号

告示第171号

政府立公園法（1957年立法第56号）第4条の規定に基づき、西表政府立公園の区域内に次のとおり公園計画を決定する。

公園計画の位置を表示した図面は、運輸産業局並びに関係市町に備えつけて供覧する。

1972年5月12日

行政主府 屋 良 朝 苗

- 1 西表政府立公園
1 道 路
(1) 車 道

路線名	起 点 お よ び 終 点	主要経過地
西表縦断線	起点：沖縄竹富町西表島大富（公園境界） 終点：沖縄竹富町西表島波照間森山麓（中間川上流）	

(9) 歩 道

昭 兼 名	起 点 お よ び 終 点	主要経過地
西表縦走線	起点：沖縄竹富町西表島千立（公園境界） 終点：沖縄竹富町西表島（中間川上流）	カヌピーラ の滝
御座岳線	起点：沖縄竹富町西表島古見（公園境界） 終点：沖縄竹富町西表島（西表縦走線分岐）	御座岳
仲間川自然 研 究 路	起点：沖縄竹富町西表島（仲間川上流） 終点：沖縄竹富町西表島（マリウラ滝）	
浦内川自然 研 究 路	起点：沖縄竹富町西表島（マリウラ滝） 終点：沖縄竹富町西表島（カヌピーラ滝）	
竹富島周回 線	起点：沖縄竹富町竹富島（接橋） 終点：沖縄竹富町竹富島（接橋）	

2 単独施設

施設名	個 数	所 在 地	備 考
休 憩 所 (自然教室)	大 富	沖縄竹富町西表島（大富）	
園 地	御 座 岳	〃 〃 （御座岳）	
園 地	ヒカヌピーラ滝	〃 〃 （ヒカヌピーラ滝）	
遊 歩 道	チボウ山麓	〃 〃 （チボウ山麓）	

避難小屋	浦内分岐	"	"	(浦内分岐)
博物館展示施設	波照間森山麓	"	"	(波照間森山麓)
博物館展示施設	古見入口	"	"	(古見入口)
博物館展示施設	大富入口	"	"	(大富入口)
博物館展示施設	干立入口	"	"	(干立入口)
博物館展示施設	浦内川入口	"	"	(浦内川入口)
宿舎	竹富島	"	"	竹富島(竹富島)
博物館	竹富島	"	"	竹富島(竹富島)
園地	竹富島	"	"	竹富島(竹富島)
休養所(自然教室)	竹富島	"	"	竹富島(竹富島)
博物館展示施設	嘉弥真島	"	"	嘉弥真島(嘉弥真島)
園地	小浜島	"	"	小浜島(小浜島)
博物館展示施設	新城島	"	"	新城島上地(新城島)

3 運輸施設

施設名	路線名	起点	お	よ	び	終	点
船送施設	竹富島線	起点: 沖繩竹富町(竹富島)					
船送施設	仲間川線	起点: 沖繩竹富町西表島(仲間川)					
船送施設	浦内川線	起点: 沖繩竹富町西表島(浦内川)					
船送施設	浦内川河口	起点: 沖繩竹富町西表島(浦内川河口)					
係留施設	船渠	沖繩竹富町西表島(船渠)					
係留施設	築岩	沖繩竹富町西表島(築岩)					

係留施設	仲間川上流	沖繩竹富町西表島(仲間川上流)
係留施設	大富	沖繩竹富町西表島(大富)

告示第172号

1971年の干ばつにより被害を受けた農業者に対し資金の融通をした場合における利子補給金及び損失に対する補助金交付規程の一部を改正する規程を次のように定める。

1972年5月12日

行政主席 屋 良 朝 苗

1971年の干ばつにより被害を受けた農業者に対し資金の融通をした場合における利子補給金及び損失に対する補助金交付規程の一部を改正する規程

1971年の干ばつにより被害を受けた農業者に対し資金の融通をした場合における利子補給金及び損失に対する補助金交付規程(1971年告示第468号)の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

災害資金の種類	組合貸付利率	貸付期間		償還方法
		据置期間	償還期間	
サトウキビ種苗購入資金	各資金とも現行の各組合の関係法令に定めた利率より改	2年	3年	元均年償金等賦還
サトウキビ肥料購入資金	各資金とも年6.75%			
パイプ購入資金	利率が利子補給する率(年5.75%)を減じた利率とする。			
濃厚飼料購入資金				
花卉生産資金				

第5条中「1971年9月1日から1972年3月30日」を「毎年4月1日から翌年

の3月31日」に改め、同条に次のただし書を加える。
 ただし、1972年度は1971年9月1日から1972年5月14日までの期間とする。
 第10条中「12月10日」を「9月10日」に改める。
 第1号様式第4条中「11月25日」を「5月10日」に改め、同条同項に次のただし書を加える。
 ただし、1972年の4月1日より1972年の5月14日までの利子補給に対する申請書は1972年5月15日とする。
 第1号様式第9条に次のただし書を加える。
 ただし、1972年4月1日から1972年5月14日までの利子補給に対する実績報告書は5月15日とする。

附 則

この規程は、公布の日から施行し、1972年4月1日から適用する。

告示第173号
 中小漁業振興特別措置法（1970年立法第115号）及び同法施行規則（1970年規則第337号）に基づき、かつお、まぐろ漁業の中小漁業振興計画の一部を改正する告示を次のように定める。
 1972年5月12日

行政主 席 屋 良 朝 苗

かつお・まぐろ漁業の中小漁業振興計画の一部を改正する告示
 かつお・まぐろ漁業の中小漁業振興計画（1970年告示第466号）の一部を次のように改正する。

2の(3)を次のように改める。

(3) 水産資源の利用に関する事項
 未開発資源の利用を図るため新漁場の開発を推進すること。

告示第174号
 漁港法（1959年立法第158号）第5条の規定に基づき次のように漁港を指定します。
 1972年5月12日

行政主 席 屋 良 朝 苗

漁港の名称	種 類	所 在 地
塩 屋	第 1 種	大宜味村
水 域		大宜味村字塩屋538番地南端角（イ点）を中心とする半径1000メートルの円弧並びに港湾区域線及び陸岸により囲まれた海面
陸 域		水域内の水際線から幅20メートル以内の地域（政府道、橋梁を除く）

漁港の名称	種 類	所 在 地
辺 野	第 1 種	名護市
水 域		名護市字辺野古220番地西端角（イ点）を中心とする半径700メートルの円弧、イ点から190度の方向へ引いた線及び陸岸に囲まれた海面
陸 域		水域の欄で規定するイ点から同字245番地東端角ロ点に至る間の海岸道路陸側側線並びにイ点から190度の方向へ水際線まで引いた線、ロ点から145度の方向へ水際線まで引いた線及び水際線により囲まれた地域

漁港の名称	種 類	所 在 地
伊 是	第 1 種	伊 是 名 村
水 域		伊是名村字伊是名3504の102番地西角の標柱（原点）を中心とする半径300メートルの円弧並びに原点から315度300メートルの地点を基点とし、水点から215度の方向へ引いた線及び陸岸により囲まれた海面

の 区 域	陸 域	西側水城円弧の延長線、水域の欄に規定する原点から115度300メートルの地点をイ点とし、イ点から5度333メートルの地点(ロ点)に引いた線、ロ点から329度194メートルの地点(ハ点)に引いた線、ハ点から270度580メートルの地点(ニ点)に引いた線、ニ点から水域の欄に規定するホ点に結んだ線並びにホ点から215度の方向へ水際線まで引いた線及び水際線に囲まれた地域
-------------	--------	--

漁港の名称	種 類	所 在 地
南 原	第 1 種	勝 連 村
水 域	勝 連 村	勝連村字南風原助賀屋原地先に設置された標柱(イ点)を中心とする半径200メートルの円弧及び水際線により囲まれた海面
陸 域	水城円弧内の水際線から中50メートル以内の地域	

漁港の名称	種 類	所 在 地
前 兼 久	第 1 種	恩 納 村
水 域	恩納村字前兼久36番地南端角(イ点)を中心とする半径240メートルの円弧及び陸岸により囲まれた海面並びに恩納村字前兼久116番地東端から下流の河川水面	
陸 域	水域の欄で規定するイ点から155度の方向線と水城円弧と交わる点をチ点とし、チ点における水城円弧の延長線、	

の 区 域	港 域	イ点から0度109メートルの地点をロ点とし、ロ点から130度53メートルの地点(ハ点)に引いた線、ハ点から104度42メートルの地点(ニ点)に引いた線、ニ点から116度28メートルの地点(ホ点)に引いた線、ホ点から190度86メートルの地点(ヘ点)に引いた線、ヘ点から183度95メートルの地点(ト点)に引いた線、ト点とチ点を結んだ線、並びにロ点から279度の方向へ水際線まで引いた線および水際線により囲まれた地域
-------------	--------	---

漁港の名称	種 類	所 在 地
浜 川	第 1 種	北 谷 村
水 域	北谷村字桑江地先の埋立護岸の東側波返し天端角を基点(イ点)として、イ点から243度110メートルの地点(ロ点)に引いた線、ロ点から153度200メートルの地点(ハ点)に引いた線、ハ点から53度300メートルの地点(ニ点)に引いた線、及び陸岸により囲まれた海面	
陸 域	水域の欄に規定するイ点から90度15メートルの地点(ホ点)に引いた線、ホ点から63度600メートルの地点(ヘ点)に引いた線、ヘ点からニ点に引いた線及び水際線により囲まれた地域	

漁港の名称	種 類	所 在 地
喜 屋 武	第 1 種	糸 満 市
水 域	糸満市字喜屋武1253番地面角(原点)を中心とする半径300メートルの円弧及び陸岸により囲まれた海面	

港 区 域	水城円弧の延長線水城の欄に規定する原点から144度48メートルの地点をイ点とし、イ点から70度48メートルの地点(ロ点)に引いた線、ロ点から350度126メートルの地点(ハ点)に引いた線、ハ点から359度193メートルの地点(ニ点)に引いた線、ニ点から270度50メートルの地点(ホ点)に引いた線、イ点から195度97メートルの地点(ヘ点)に引いた線、ヘ点から205度110メートルの地点(ト点)に引いた線、ト点から269度144メートルの地点(チ点)に引いた線、及び水際線により囲まれた地域
-------	--

漁 港 の 名 称	種 類	所 在 地
備 間	第 1 種	仲 里 村
水 域	仲里村字篠間部落地先の既設船塀場の北角(原点)を中心とする半径70メートルの円弧及び陸岸により囲まれた海面	
港 区 域	陸 域	水城円弧の延長線、水城の欄に規定する原点から329度270メートルの地点をイ点とし、イ点から55度27メートルの地点(ロ点)に引いた線、ロ点から144度50メートルの地点(ハ点)に引いた線、ハ点から150度149メートルの地点(ニ点)に引いた線、ニ点から145度169メートルの地点(ホ点)に引いた線、ホ点から233度26メートルの地点(ヘ点)に引いた線、ヘ点から163度180メートルの地点(ト点)に引いた線、ト点から247度18メートルの地点(チ点)に引いた線及び水際線により囲まれた地域

漁 港 の 名 称	種 類	所 在 地
真 討	第 1 種	平 良 市
水 域	平良市宇西原、通称東真討浜入口道路の東に設置された標柱(イ点)を中心とする半径300メートルの円弧及び陸岸に囲まれた海面	
陸 域	水城円内の水際線から市50メートル以内の地域	

漁 港 の 名 称	種 類	所 在 地
大 神	第 1 種	平 良 市
水 域	平良市宇大神、大神島地先の既設突堤取付部の西南角を中心とする半径200メートルの円弧及び水際線により囲まれた海面	
陸 域	水城円内の水際線から市50メートル以内の地域	

漁 港 の 名 称	種 類	所 在 地
中 浜	第 1 種	中 城 村
水 域	中城村宇奥間浜原地先855番地西端の地点(原点)から163度105メートルの地点をイ点とし、イ点から89度400メートルの地点(ロ点)に引いた線、ロ点から359度285メートルの地点(ハ点)に引いた線、ハ点から270度400メートルの地点(ニ点)に引いた線及び陸岸により囲まれた海面	
陸 域	水城内の水際線から市50メートル以内の地域	

漁港の名称	種 類	所 在 地
東	第 1 種	東 村
水 域	東村字川田870番地南東角(イ点)を中心とする半径300メートルの円弧及び陸岸に囲まれた海面	
陸 域	水城円内の水際線から市50メートル以内の地域	

漁港の名称	種 類	所 在 地
壺 川	第 1 種	那 那 市
水 域	那覇市字壺川35番地地先の輸送パイアの台(東角)より10度35メートルの地点(原点)とし、原点から82度70メートルの地点(イ点)、原点から127度100メートルの地点(ロ点)、原点から184度70メートルの地点(ハ点)原点からイ点に引いた線、イ点からロ点に引いた線、(イ線)、ロ点からハ点に引いた線、ハ点から原点に引いた線(ハ線)及び陸岸線により囲まれた海面	
陸 域	水域の欄に規定する原点からイ点に引いた線、イ線、ハ線及び水際線により囲まれた海面	

漁港の名称	種 類	所 在 地
照 間	第 1 種	与 那 城 村
水 域	与那城村字照間970番地地先の護岸先端から北東側へ7メートルの地点(イ点)から303度200メートルの地点(ロ点)に引いた線、イ点から324度220メートルの地点(ハ点)、イ点から62度91メートルの地点(ニ点)、イ点	

の 域	陸 域
から123度50メートルの地点(ホ点)、ロ点からハ点に引いた線、ハ点からニ点に引いた線及び陸岸に囲まれた海面	水城欄に規定するイ点からホ点に引いた線、ホ点からニ点に引いた線、ニ点からハ点に引いた線、イ点からロ点に引いた線及び水際線に囲まれた地域

告示第175号

漁港法(1969年立法 第158号)第5条第2項の規定に基づき、1970年告示第216号の一部を次のように改正する。

1972年5月12日

行政主席 屋 良 朝 苗

運天の項区域の欄中

水 域	陸 域
通称クンジャー一部群1060番地地先の護岸と接した昇降路の角に設けられた基点(イ点)を中心とする半径150メートルの円弧および水際線により囲まれた海面	基点(イ点)より117度36分の地点(ロ点)イ点から3290度地点(ハ点)、ロ点とハ点を結ぶ海岸線および水際線により囲まれた地域

水 域	陸 域
今帰仁村字運天1061番地南端角(イ点)を中心とする半径500メートルの円弧及び陸岸に囲ま	水城円弧の延長線、今帰仁村字運天1069番地北西角(ロ点)から字運天1071番地南西角(ハ点)

<p>れた海面</p>	<p>に結んだ線、ハ点から宇運天565番地南端角(ニ点)に至る間の道路海側線、ニ点から宇運天563番地北端角(ホ点)に結んだ線及び水際線に囲まれた地域</p>
-------------	---

に改める。

勢理客の項区域の欄中

水	城	陸	城
<p>伊是名村勢理客地先の護岸の先端部中心を基点(イ点)とし、イ点から258度560メートルの地点(ハ点)、イ点から238度584メートルの地点(ト点)へ点からト点へ引いた線、ハ点から陸城の欄で規定したホ点の方向へ水際線まで引いた線、ト点から陸城の欄で規定したチ点の方向へ水際線まで引いた線及び水際線により囲まれた海面</p>			
<p>水城の欄で規定したイ点から53度158メートルの地点(ロ点)、ロ点から38度94メートルの地点(ハ点)、ハ点から73度61メートルの地点(ニ点)ニ点から350度132メートルの地点(ホ点)、イ点から158度98メートルの地点(チ点)、チ点からイ点へ引いた線、イ点からロ点へ引いた線、ロ点からハ点へ引いた線、ハ点からニ点へ引いた線、ニ点からホ点へ引いた線、ホ点から水城の欄で規定したハ点の方向へ水際線まで引いた線、チ点から水城の欄で規定したト点の方向へ水際線まで引いた線及び水際線により囲まれた地域1</p>			

を

水	城	陸	城
<p>伊是名村宇勢理客2809の3番地地先の既設船揚場取付部東角(原点)から半径500メートルの円弧及び原点から317度400メートルの地点(イ点)と12度300メートルの地点(ロ点)を結んだ線(イ線)並びに陸岸線により囲まれた海面</p>			
<p>水城欄に規定する原点から178度500メートルの地点をハ点としハ点から90度100メートルの地点(ニ点)に結んだ線、ロ点から90度100メートルの地点(ホ点)に結んだ線、ニ点とホ点を結んだ線、ホ点からロ点、ニ点からハ点の方向に水際線まで引いた線及び水際線より囲まれた地域</p>			

に改める。

嘉手納の項区域の欄中

水	城	陸	城
<p>比謝川下流にある船揚場に設置された基点(イ点)から317度195メートルの地点(ロ点)282度980メートルの地点(ハ点)270度30分906メートルの地点(ニ点)269度30分303メートルの地点(ホ点)273度30分733メートルの地点(ヘ点)274度660メートルの地点(ト点)</p>			
<p>水城欄に規定されたイ点とチ点、チ点とリ点、リ点とヌ点を結んだ線ヌ点からロ点の方向に水際線まで引いた線、イ点からハ点の方向に水際線まで引いた線および水際線により囲まれた地域</p>			

358度 165メートルの地点（ヌ点）228度 40メートルの地点（チ点）356度 46メートルの地点（リ点）、ロ点とヌ点を結んだ線、ハ点とニ点を結んだ線、ニ点とホ点を結んだ線、ホ点とへ点を結んだ線、へ点とト点を結んだ線、および水際線により囲まれた海面

水	城	陸	城
嘉手納村字水釜 471—3番地北端角をイ点とし、イ点から280度980メートルの地点（ハ点）269度 912メートルの地点（ニ点）272度 666メートルの地点（ホ点）を結んだ線、並びにイ点から 331度 150メートルの地点をロ点とし、ロ点から 257度の方向へ引いた線及び陸岸に囲まれた海面		水域の欄で規定するロ点と嘉手納村字水釜 471—2番地西端角（ト点）から 286度 150メートルの地点（へ点）に至る間の水際線から市50メートル以内の地域	

に改める。

聖野城の項区域の欄中

水	城	陸	城
石垣港東防波堤先端を基点（イ点）とし、イ点から 57度 150メートルの地点（ロ点）イ点から 103度 870メートルの地点（ホ点）イ点から 128度1710メートルの地点（へ点）イ点から 145度30分1660メートルの地点（ト点）イ点からト点に引いた線ト点からへ点へ引いた線、へ点からホ点の方向へ水際線まで引いた線イ点からロ点の方向へ水際線まで引いた線及び水際線により囲まれた海面		水域の欄で規定されたイ点から各々75度 195メートルの地点（ハ点）92度30分475メートルの地点（ニ点）水域の欄で規定されたロ点からハ点へ引いた線ハ点からニ点へ引いた線ニ点から水域の欄で規定されたホ点へ引いた線ホ点からト点の欄で規定されたへ点の方向へ水際線まで引いた線ロ点からイ点の方向へ水際線まで引いた線及び水際線により囲まれた地域	

を

水	城	陸	城
石垣市宇聖野城46の4番地東角（イ点）から 195度 315メートルの地点（ロ点）、イ点から 155度1665メートルの地点（ハ点）、イ点から 131度1545メートルの地点（ニ点）、イ点から 111度 920メートルの地点（ホ点）イ点からロ点に引いた線、		水域の欄に規定するイ点からホ点間の水際線から市50メートルの地域	

0617

ロ点からハ点に引いた線、ハ点からニ点に引いた線、ニ点からホ点に引いた線及び陸岸に囲まれた海面

トルの地点（ハ点）から 130度 50メートルの地点（ホ点）に引いた線、ニ点からホ点に引いた線及び水際線により囲まれた地域

に改める。

久高の項区域の欄中

水	域	陸	域
陸域の欄で規定したイ点より 318度30分 129メートルの地点（ニ点）イ点より 248度184メートルの地点（ホ点）ニ点とホ点を結んだ線ニ点からハ点の方向へ水際線まで引いた線、ホ点からロ点の方向へ水際線まで引いた線及び水際線により囲まれた海面		知念村久高地先の既設築堤に設けた基点（イ点）より 194度 136メートルの地点（ロ点）イ点より 51度55メートルの地点（ハ点）ロ点とハ点を結んだ線ロ点より水域欄で規定されたホ点の方向へ水際線まで引いた線ハ点より水域欄で規定されたニ点の方向へ水際線まで引いた線及び水際線により囲まれた地域	

水	域	陸	域
知念村字久高96番地地先の既設築堤の取付郭北角（イ点）から半径 300メートルの円弧及び陸岸線により囲まれた海面		水城円弧の延長線、水域の欄に規定するイ点から 31度 300メートルの地点（ロ点）から 130度50メートルの地点（ニ点）に引いた線イ点から 219度300メー	

告示第176号
漁港法（1969年立法第158号）第5条第2項の規定に基づき1971年告示第107号の一部を次のように改正する。
1972年5月12日

行政主席 屋 良 朝 首

国頭浜の項区域の欄中

水	域	陸	域
浜部港海岸北端の先端に設けられた基点（イ点）を中心に半径 200メートルの円弧及び陸岸線により囲まれた海面		水域の欄で規定した基点（イ点）から 131°12メートルの地点（ロ点）、イ点から 46°144メートルの地点（ハ点）、イ点から 40°30' 200メートルの地点（ニ点）、イ点から 221°31' 200メートルの地点（ホ点）、ホ点とイ点、イ点とロ点、ロ点とハ点、ハ点とニ点を結んだ線、ホ点及びニ点と水域の欄で規定した円弧の延長線で結んだ線及び水際線により囲まれた地域	